

保 護 者 様

大阪市立淡路中学校

校長 高橋 哲也

インフルエンザについてのお知らせ

新春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申しあげます。
平素より、本校教育活動の推進にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、日に日に寒さが増し、風邪やインフルエンザが流行する季節となりました。
お子様が、医師より「インフルエンザ」と診断を受けた場合、学校保健安全法第 19 条により、
本人の休養と他人への感染、流行を防ぐため出席停止（欠席扱いとしない）の措置をとること
になっております。ご家庭では下記のことを参考にお子様の体調にご注意いただき、集団発生の予
防にご協力ください。

記

1. 一般的なインフルエンザと風邪の違い

項 目	インフルエンザ	風邪（普通感冒）
主症状	高熱、全身症状	上気道症状
他症状	悪寒、筋肉痛、からだのだるい、のどが痛い、咳など	発熱
症状の進行	急激	ゆるやか
発 熱	高熱（38～40℃）	様々
重症度	重症（合併症）	軽症
特 徴	冬期に集中	年間

※インフルエンザの症状がみられる時は、ご家庭で判断せず、登校を見合わせて早期に病院を受診されますようお願いいたします。また、「インフルエンザ」と診断を受けられた場合は、必ず担任へご連絡ください。なお、診断書の提出は必要ありませんが、裏面（見本）の学校指定の用紙をお渡ししますので、記入してご提出ください。

2. インフルエンザの出席停止期間

発症した後（発熱の翌日を 1 日目として）5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過する
までが出席停止期間となります。

抗ウイルス薬によって早期に解熱した場合も感染力は残るため、発症 5 日を経過する
までは欠席が望ましいです。ただし、医師が他人への感染の恐れがないと認めた時は、
出席してもかまいません

3. インフルエンザの予防について

インフルエンザは飛沫感染や接触感染が主な感染経路です。

予防としては、 ①うがい・手洗いの励行 ②咳エチケット（マスクの着用）③換気・加湿
④十分な睡眠 ⑤栄養バランスのとれた食事 ⑥特に用事がない場合は、
人が多く集まるような場所への外出をひかえる などを心がけてください。
また、症状がある時は、早めの休養が大切です。

この季節を健康に過ごすため、ご家庭の皆様のご協力をお願いします。

見 本

平成 26(2014)年 月 日

保 護 者 様

大阪市立淡路中学校

校長 高橋 哲也

学校感染症による出席停止届出用紙について

平素は本校の教育活動にご配慮ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
この度は、お子様が学校保健安全法に定める感染症にかかれたとのご連絡をいただいております。

医師の診断があれば、欠席されても出席停止扱いとなり欠席にはなりません。
出席停止扱いとさせていただき関係上、下記にご記入の上、学校へご提出ください。
(診断書の提出は必要ありませんが、登校時期は「医師の許可が出てから」となります)
参考に『学校感染症と出席停止期間の基準』一覧を合わせて配布させていただきます。

..... キ リ ト リ セ ン

平成 26(2014)年 月 日

大阪市立淡路中学校長 様

学校感染症による欠席届

年 組 生徒名

保護者名 印

病名

出席停止期間

年 月 日 () ~ 年 月 日 () まで

受診医療機関名